

第5期嬉野市農業委員会
第13回定例総会議事録

令和元年8月5日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第13回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	吉田上西川内 畑の嵩下げ	R1.08.05	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	馬場下高月 賃借権	R1.08.05	承 認
	2	谷所一本松 外3筆 賃借権	R1.08.05	承 認
	3	谷所一本松 外3筆 賃借権	R1.08.05	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～15	大草野前田 外19筆 使用貸借権	R1.08.05	承 認
	嬉1～4	吉田坊主原 外4筆 賃借権	R1.08.05	承 認
		所有権移転		
	1	岩屋川内大久保 あっせん	R1.08.05	承 認
	2	馬場下高月 他2筆 あっせん	R1.08.05	承 認
	3	谷所一本松 他3筆 あっせん	R1.08.05	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	不動山黒岩南谷 他5筆 売買	R1.08.05	許 可
	2	吉田大久保 売買	R1.08.05	許 可
	3	久間一本黒木 売買	R1.08.05	許 可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	五町田千堂 進入路の拡幅	R1.08.05	承 認
	2	吉田峠 駐車場及び進入路	R1.08.05	承 認
	3	吉田榎坂 食肉処理施設	R1.08.05	承 認
議案第5号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		

第5期嬉野市農業委員会第13回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 元年 8月 5日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 8月5日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 8月5日 午後2時35分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	出	憲章朗読	8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出	議事録署名	10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出	事前審査班長 議事録署名	11	山口 安則	欠	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	福田 正文	次 長	井上 章
主 事	永田 良子	農業政策課主任	納富 作男

期間は平成24年6月1日から令和4年5月31日までで、
小作料は、反当り米45kg、年で米60kgです。

解約理由は、あっせんによる所有権移転のためということです。農地法18条
第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長
事 務 局

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。

貸付人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
借受人は 下童の ○○○○組合法人 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 一本松 甲47番、他3筆で、

地目は全て田、面積は合計で8,375㎡、

利用権区分は貸借権で、目的は米です。

期間は平成27年11月1日から令和7年10月31日までです。

小作料は、反当り10,000円、年額83,750円です。

解約理由は、あっせんによる所有権移転のためということです。農地法18条
第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長
事 務 局

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。

貸付人は 鹿島市の ○○○○ 様、

借受人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 一本松 ○○○番、他3筆で、

地目は全て田、面積は合計で8,375㎡、

利用権区分は貸借権で、目的は米です。

町の分整理番号1番から10番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

続きまして、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から2番まで、について、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から2番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページ目をご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から2番まで、についてです。

貸し手人は 下岩屋1区の ○○○○ 様、外1名様です。

借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様、外1名様です。

所在地は、大字吉田 坊主原 ○○○番○、外4筆

地目は畑、面積は合計で7,986㎡です。

利用権は賃借権、期間は10年で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。宜しくお願いします。

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から2番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から2番までについては、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から2番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

別添の表4ページをご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

買い手人は 下岩屋1区の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字岩屋川内 大久保 ○○○番○、

地目は畑、面積は1,535㎡です。

所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は茶です。

対価としましては、反当たり325,800円、全体で500,000円です。
以上です。

議長 それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について、整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

.....
議長 次に、所有権の移転についてです。整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番について説明します。
売り手人は、町分の ○○○○ 様、
買い手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。
所在地は、大字馬場下 高月 ○○○番 他2筆、
地目は全て田、面積は合計で1,897㎡、
所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は米です。
対価としましては反当たり208,700円、全体で395,000円です。
以上です。

議長 それでは所有権の移転について、整理番号2番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....
議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番について説明します。
売り手人は、鹿島市の ○○○○ 様、
買い手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
所在地は、大字谷所 一本松 ○○○番 他3筆、地目は全て田、
面積は合計で8,375㎡、所有権の移転の種類はあっせんで、

議長 ちなみに〇〇さんはいくつですか。
事務局 65歳です。
局長 すみません。整理番号1番、譲受人の〇〇〇〇様の住所が佐賀県神埼市の
崎がすみません埼玉の埼でありますので修正をお願いします。

議長 他にありませんか。
委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号2番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 福岡市の 〇〇〇〇 様、
譲受人は 西吉田の 〇〇〇〇 様です。
所在地は、大字吉田 大久保 〇〇〇番、地目は畑、面積は491㎡。
譲渡理由は、譲受人からの要望によるもの、
譲受理由は、経営規模の拡大のためです。
売買価格は、反当たり101,833円、全体で50,000円です。
図面9ページと10ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号3番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 佐賀市の 〇〇〇〇 様、
譲受人は 牛間田の 〇〇〇〇 様です。
所在地は、大字久間 一本黒木 〇〇〇番、
地目は田、面積は1,023㎡。

けど、宜しく願います。

議 長 それでは、西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 はい、今 馬場さん言われた通りであります。手前の写真を あの家を解体すって、住宅を新たに造るって言うわけですよ。そこに解体するダンプも入らんとするようなことで拡幅をしたいと言うようなことです。どうぞ宜しくお願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

譲渡人は 鹿島市の ○○○○ 様、

譲受人は 西吉田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 峠 ○○○番、地目は畑、面積は251㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は、駐車場及び進入路。

事由は、譲受人の自宅への進入路が狭く、介護及び緊急車両の乗り入れに支障があり、当該申請地の隣接地(○○○番○)を借り受け、現在休耕地となっている申請地を駐車場及び宅地への進入路として転用したいということです。

東は雑種地・畑、 西は原野・畑、 南と北は宅地です。

売買価格は、反当たり318,726円、全体で80,000円です。

令和元年5月に進入路を整備してしまった始末書付の案件です。

図面は16ページと17ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 生田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当 え～この事由に書いてあるとおり、介護車両及び緊急車両の乗り入れに支障をきたすと、たしかに細いといいますかちょっと不便な土地ではあることはあるのでおっしゃられて十分ではあるとは思いますが、この方は、ご自身がされてる会社にいても、造った後にまあ始末書を出されるて言う、度々あられるのでまあそういった所を強く今後も指導して頂けることをお願いします。

議 長 それでは西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 はい、今言われたとおりであります。何回かこの方の案件を見させていただいておりますので、始末書を書けばすでに事前にそう言うようにしていいのか

、その辺の所を我々農業委員会としてもあるていどぴしっとせんと、どうせ農業委員会とおるもんみたいな形になってしまいせんかなと思います。必要性は解りますけれども、必要性が解りますから、それ以前にやっぱしちゃんと手続きを踏まえて行うような形にしてもらいたいなあと、31日この人の関連のと2件見ましたけれどもそういうようなことでもございましたので、そういうふう感じたわけでありませう。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないませう。質問、意見はありませうか。

委員

この事由の所でさ、5列目の所雑種地を購入し駐車場及び宅地の進入路に転用したい 売買台帳 借り受けて 売買て言うたら さっからいんにやかにあ おいの聞き間違いかにかあ 文言の解釈

事務局

農地は、5条で買入れて雑種地を實際ここが〇〇様の会社の名義になってらっしゃるんですよ〇〇〇〇 そこから個人が借り入れると言う使用貸借の契約で雑種地は借り入れる、農地は借りる、5条でですな。

委員

わからん

事務局

もともと、雑種地を会社で買ってあります。

委員

仮登記してあつとじゃなかつたつけ

事務局

はい

委員

借り受けて売買て言わんもんの

事務局

雑種地は、会社と〇〇さんのほんとに使用貸借の借り受けて、名義は会社の〇〇〇〇になっているんですけど、〇〇さん個人がそれを使用する道路として、なので個人では売買は買わないけど会社名義のまんま〇〇さんの自宅に入る進入路として使用貸借で・・・

委員

会社からかりて言うこと

事務局

はい

委員

そう言うふうな意味たい。表現としてこの文言おかしゅうなて言うことのおいが頭のおかしかてこと

事務局

農地は買入れです5条で これでわかりますか まぎらわしい文書ですみません

委員

ほんてまぎらわしか おいは程度のひっかもん

議長

他にありませうか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

面積は合計で630㎡、農地区分は第2種農地、用途目的は宅老所用地です。用途目的の変更内容は、変更前が駐車場、変更後が宅老所、

事由は、申請地は平成28年に農地法第5条による許可を受け駐車場として使用していた。宅老所建設の計画が急遽立ち上がり、他に適した用地が無かったため、宅老所建設用地として事業計画の変更をしたいということです。

東は道路、西は雑種地、南は道路・河川、北は道路です。

事業計画変更申請前に平成30年8月より宅老所建設を施工してしまっている、始末書付きの案件です。

図面は21ページと22ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

生田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

写真をご覧になって解るけれども、宅老所の完成して稼働している状態であり、先ほど、指導うんぬんでありました方と同じ方が代表取締役の会社でありまして、この件もまた造って完成のちに始末書を出されている状態です。強く今後も指導をされていくことを望みます。

議長

西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長

はい、別にありません。もう、ほんとに・・・始末書を出しさえすればいいと言う案件です。どうぞ宜しくお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

よかですか。罰則と言う手はなかつですか。あきらかに、その辺始末書を付ければ委員さんが言われたように始末書だけでよかぎ良かとかなあと言うきもあつですね。まあ、本人が知らない良かですよ。知った上でそういうことを何回もされると、まあその辺は、県がどういった判断をするのあですよ、そのへんは、特に県の方にもですよ、そういう形で審議をして頂きたいと思えます。

議長

私も、この農業委員3期目ですけど、農業委員、委員会てなんなのかなと時々そういうふうに思う時もあります。あの、決定・決定といった結局始末書の決定権があるようで無いような不思議な感じがしますけれども、局長そのへんのがんですかね。

局長

はい、今ちょっと事務局で話をしていた所、指導しか今のところ法令としては、手だてがないと。まあ、みなさまのお気持ちといっしょですね。次は、なかよと警告を発してですよ、次、始末書の出てくつき現状復旧くさんと言う思いにかえんとですが、なにせ法律に基づかないと処分等は出来ませんもんですから、ただ、他人のせいにするわけではないですが、こういう施設を建てるに際して受け入れをする他の関係機関がですねそこらへんの申請はどうなっているのと言う思いを活かしてもらえばですね、もうちょっと違った展開になったのではないかなあと気がいたします。ちょっと具体的に罰するのは厳しいという。

委員

よかですか。罰するのが厳しいなかぜ。やっぱい、違法と思うことないそれ

はい、再度関係法令について、内容を精査したいと思います。以上です

この件についてですね。まあいつか期間を設けてですね、いろんな議論をしたいと思ってるんですけどね。結局、利用権設定の松永君の件についてもですね、結局、現況復旧になってますけど、じゃあ現況復旧をだれ、農業委員会で協議して決定したらそれをほんとうに出来るのかどうか？実際めんまで踏み込んだですね。サッカーじゃないですけど、イエローカードを出して、レッドカードを出すそこまで権限があればいいんでしょう。今んとこなかなかそこまでですね・・・

局長
議長

はい、再度関係法令について、内容を精査したいと思います。以上です

この件についてですね。まあいつか期間を設けてですね、いろんな議論をしたいと思ってるんですけどね。結局、利用権設定の松永君の件についてもですね、結局、現況復旧になってますけど、じゃあ現況復旧をだれ、農業委員会で協議して決定したらそれをほんとうに出来るのかどうか？実際めんまで踏み込んだですね。サッカーじゃないですけど、イエローカードを出して、レッドカードを出すそこまで権限があればいいんでしょう。今んとこなかなかそこまでですね・・・

委員

あのう よかですか。4条、5条と言うのは今んとこ市の農業委員会には権限は無いとですけど、あくまでも県なんで、まあ県がどういった判断をするかと言う話になりますが、以前、そういった形でですね。現況復旧されたこともあると思います。県が、そこに強くもって言えればですね。

議長

いろんな人から私も話を聞いたんですけども、現況復旧したことは今までに無いそうです。

委員

いや、あっですよ。

議長

あ、そうですか。私が聞いた範囲ではですね。

委員

塩田にあっですよ。

議長

そうですか。

委員

その時はですね、農地を埋め立てて、農地を埋め立てたんですけども、5条でですね現況復旧やったですよ。泥を全部片付けたですよ。そいは、あくまでも県の指導ですたいね。

議長

まあ、そういうのも一回参考にしながら協議したいと思います。

委員

そいはですね、平成13年か14年です。

議長

そのへんもですね。事務局と勉強会をですね実際にしたいと思います。

議長

他にありませんか。

事務局

ちょっと補足でいいでしょうか。ここの転用の5条で許可が出たときに、いったん駐車場として使用はされておりました。そこで、登記を変えるということを地目の変更をされてなくてですね。転用完了証明をださないといけないということがまずは頭になかったということで、その指導をしています。一回転用の許可をもらって実際工事をして転用が済んだら転用完了を出して地目の変更をして下さいと言うことで、今回、〇〇様の方にはちょ

っと強めに指導をしている状態です。これが、何度もないよといふことをお願いをしております。事業計画の変更にいたった時には、農地のままといふことは、本人は気づかれてなかったです。てっきり変わってるものだと思われてたんで そこがちょっと今回の・・・

委員 よかですか。あくまでも、転用をした時には、駐車場として転用したといふことですね。で、法務局に地目を見せた時には駐車場ではなかですよ、宅老所が建つとるけんが宅地ですよといふことであれば、この計画書を出して下さいといふことが法務局からあつたといふことですか。

事務局 いいえ、宅老所を建てられる前にですね、地目が変わってないことは実際気づかれていたと思います。

委員 当然ですね。田から駐車場ですから雑種地には地目がないといふことはわかっていたといふことですね。

事務局 はい、こちらの方から連絡はしました。工事に入られていたので。駐車場のままで雑種地に変わられてないですよと連絡は入れました。建物が建っているよと連絡が農業委員の元副会長さんから連絡があつてそれで、それで連絡を取り合つてですね、書類的に今にいたつたんですけれど、もっと早めに指導はしていました。

委員 そこをいふこと聞かないといふことですね。まあ、当然そいは、登記する時にですね、駐車場で転用があつてあれば、当然、変更せろと法務局は言うはずでもんね。その前に、事務局からは、本人さんには説明したといふことですか。

事務局 はい、指導はその時からしてます。30年の8月ぐらいからですね。

委員 まつと悪質で言わんばいかんもんね。はいよかです。

議長 ほかに

委員 こういう場合には、使用許可をさ「使うな」ていふことを出したらどがんですか。

委員 罰金がないとかさ、いろいろそういう提案もしたらゆうはなかるうか。特に営業で使うような所は、べつしてのことだと思います。改築するとき一部の畑に宅地になしてしもうたとか、道路の一部をひろめたとかそういうのは、やもうえんときもあつてすけどね始末書で。しかし、こういうのは、やっぱい使用許可をちょっと取り上げるような規約でもまた、本人に指示をしたらようなかでしょうかね。西田さんがいいんしゃつごと、出ししゃあがすつぎ許可がおりちやいかんじゃらうと思ひ。

議長 使用許可となると 委員会の問題・・・そのへんがちょっと

委員 たてをすくむんだけのしきしなのつかんぐごと、3ヶ月間はだめとかさ・・・なかなか、そいは難しかろう。

いや、そういう厳しさがあつてもいふわなかるうかていいよつとさ。本来ならそうですよ言わんばいかんじゃなかるうか。よかですよ。

議長 まあ、そういうことが出来るかどうか事務局で検討して頂きたいと思ひます。他ないでしょうか

委員 「なし」と呼ぶものあり]

どうぞ宜しくお願いします。あんまい、〇〇さんには責任はなかごと感じて思われます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔異議なし〕と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり非農地であると証明することに異議のない委員は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

除斥対象の審議が終了しましたので、〇〇委員に入室するように伝えてください。

(原田委員 入室)

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

願出者は、俵坂の 〇〇〇〇 様、

願出者の成年後見人は、井手川内の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字不動山 倉谷 〇〇〇番〇、

地目は田、面積は169㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は茶工場です。

事由は、平成2年に茶工場を建設したが、経営者が他界し、後継者もおらず、所在地を売買にて所有権移転をするために登記地目を変更したいので非農地証明をお願いしたいということです。

平成2年の茶工場建設による申請書の確認が出来なかったため、始末書を付けての願い出です。

図面は26ページと27ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

山口智佐代委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地 域 担 当

はい、昨年経営者の方が他界されてしまい、その後後継者の方もいらっしゃらない状況になってますので、どうかみなさま宜しくお願いします。

議 長

西田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

はい、実際現場に行ってみますとですよ、今こうして石垣があつてちょっと下がつとですよもんね、石垣が あのへんから向こうやろうと思うばつてんですよ、とにかくお茶工場の3分の1ぐらいがそれにかかっているような状態でございます。それ、当時わかっておられるかどうかはわかりませんが、もう、相当年数が経っておられますので、ひとつ宜しくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔異議なし〕と呼ぶものあり〕

とおりですね、もう今は、五町田の方中心にきゅうりの施設が、来年3月に向けて3件ほど予定になってます。鹿島の野菜集荷場はオーバーフローぎみと、きゅうりに関しては言う話できいております。以上です。

委員 3反て言うぎちよっと広かね。

委員 今ですな、1反ではどうしようもなかとですよ300坪では。例えば、きゅうりでいくなら、1,000万円きゅうりであぐつですな1反で。1,000万円、あげても、リース代からなんからしよっぎ250万円残っぎよかほうですよ。そいぎ、2反ないとん造らんぎ600坪ないとん、人を雇おうてすっぎ700坪とか800坪とかさなつてくつとですよ。そこに、管理室も予備室もつくらんばならんし、裏も田んぼもつくらんばし、駐車場もつくらんばしやっばい3反は必要ですよ。

議長 そいで、今あのを嬉野でこまっているトマト作ってる〇〇さん 〇〇〇〇さん。私どもが年齢的にぼちぼち限界だから、もしそういう人がおられれば全部譲ってもよかよと言う人もおらるつとですよ。そういう話が何件かそういうふうにですな。

委員 今ね、ハウスもさ、丸型ハウスは空気・温度が抜けんわけたいね。そいけん、どうしても屋根型になってきよるけんね、屋根型で天層を空くようなそういうよう型にせんとなかなか環境整備を入れられんて話になるけんいろいろ考えよらすとじゃなかですかね。

議長 そういうね、技術的なもんがね。せつかくの後継者ですので、もういままで農業は全然もちろん農地もなし、農業をしたことがなかつていう人がこられたわけですから大事に育てたかねて思いよつとですよ。それでは、他に何かありませんか。

議長 それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第13回定例総会を閉会します。

(午後 2 時 35 分 閉会)